

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告 示

◆鳥取県告示第二五五号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第九条第三項の規定による届出があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

目 次

- ◆告示 建設業者の登録まつ消
土地改良区設立認可
土地改良事業計画の認可申請
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- ◆人委規則 人事委員会の権限を事務局長に委任する規則
- ◆選管告示 解散団体の収支報告書要旨
政党、協会等の収支報告書要旨
- ◆人委告示 労働基準監督機関としての委員会の職権の委任について

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消
年月日

鳥取県知事登録
第二十二号

昭和二十六年
十月十九日

上村建設株式会社

西伯郡光徳村大字豊成四八六

上村 熊 雄

昭和二十八年
五月十六日

◆鳥取県告示第二五六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について、別表のとおり、昭和二十八年五月二十九日認可した。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

住所		氏名		土地改良区
鳥取市百谷	上山吉平	外十六人	鳥取市百谷土地改良区	
八頭郡散岐村大字小倉	金谷勇治	外十四人	散岐村小倉	
東伯郡上井町大字上井	砂原常藏	外十九人	上井町長谷	
〃 小鹿村大字東小鹿	米正夫	外十九人	東小鹿	
〃 栄村大字上種	平信幸	外十四人	栄村第一	
氣高郡中郷村大字絹見	尾崎正	外十四人	中郷村絹見	

◆鳥取県告示第二五七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八

条第一項の規定により、上小鴨村耳土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、

当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八条第五項において準用する第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九条において準用する第十八条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間
 昭和二十八年六月十三日から同年七月二日まで
- 三 縦覧の場所
 東伯郡上小鴨村役場
- 四 異議の申立
 利害関係人において公告に係る決定に対して異議

があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

◆鳥取県告示第二五八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

- 泊村原土地改良区
- 藤井信美 東伯郡泊村大字原
 - 長久翁
 - 加藤良市
 - 山崎春一
 - 陶山相太郎
 - 藤井豊太郎

政党、協会その他の団体名	支出総額	件数	支出の目的
自由党鳥取県中部支部青年部	一〇、五〇〇円	三	会合費
婦人部	三〇〇	一	通信費
〃	二〇〇	一	交通費
〃	四、六五〇	二	会合費
〃	五〇〇	一	通信費
〃	一〇、〇〇〇	一	寄附金
日本共産党伯西地区委員会	一七、二〇〇	七	人件費

◆鳥取県人事委員会告示第二号

人事委員会は地方公務員法第五十八条第三項に規定する一般職の職員に適用される労務基準法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定を適用する場合における職員の勤務条件に関する労務基準監督機関としての委員会の職権を次の委員に委任した。

昭和二十八年六月十二日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

記

鳥取県人事委員会委員 宇佐美 勇 藏

昭和四年、月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町